

令和元年第3回（8月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和元年第3回（8月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 令和元年8月8日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	8	金	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、議案上程、説明、審議、採決、閉会

4 付議事件表

議 案 番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	8月8日	8月8日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	8月8日	松永 隆志君 相浦喜代子君 指 名
議 案 第 6 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	8月8日	原 案 可 決
議 案 第 7 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例	8月8日	原 案 可 決
議 案 第 8 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例	8月8日	原 案 可 決
議 案 第 9 号	本会議	県央不燃物再生センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8月8日	原 案 可 決
議 案 第 10 号	本会議	平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月8日	認 定

○ 出席議員（14名）

1 番 田 中 哲三郎 君
2 番 森 多久男 君
3 番 松 永 隆 志 君
4 番 相 浦 喜代子 君
5 番 松 尾 義 光 君
6 番 山 口 喜久雄 君
7 番 松 本 正 則 君
8 番 朝 長 英 美 君
9 番 小 林 史 政 君
10 番 岩 永 慎太郎 君
11 番 村 崎 浩 史 君
13 番 元 村 康 一 君
14 番 伊 川 京 子 君
15 番 田 川 伸 隆 君

○ 欠席議員 12 番 松 尾 文 昭 君

○ 説明のため出席したもの

管理者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	梅林 弘幸 君
事務局長	池松 弘 君	消防長	川原 敦 君
次長兼諫早消防署長	城下 和美 君		
総務課長	山口 敏之 君		
消防総務課長	牟田 一幸 君		
大村消防署長	田方 章 君		
小浜消防署長	富岡 正英 君		

○ 議会関係出席者

書記長 山口 敏之 君
書記 川下 辰彦 君

午前 10 時開会

○議長（田川伸隆君）

ただいまから、令和元年第 3 回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

○議長（田川伸隆君）

日程第 1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第 2 条により準用する諫早市議会会議規則第 87 条により、今期定例会の会議録署名議員に、三番 松永隆志議員、四番 相浦喜代子議員、以上 2 名を指名いたします。

○議長（田川伸隆君）

次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

本日ここに、令和元年第 3 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

さて、九州北部の今年の梅雨明けは、平年より 5 日遅い 7 月 24 日となりました。梅雨の期間中、長崎県では台風 5 号の影響で五島列島や対馬市に大雨をもたらし、本圏域内におきましても土砂災害に対する気象警報が長時間継続す

るなど心配されましたが、大きな災害や人的被害もなく、梅雨明けとなったところでございます。

本組合における火災及び救急の概況につきましては、平成30年版消防年報によりますと、火災件数につきましては、平成29年より16件多い96件、救急出動件数につきましては、過去最高となりました平成29年より、さらに567件増加し、11,374件となっております。

救急出動件数の増加につきましては、昨年の全国的な猛暑に伴います熱中症による出場件数の増加と高齢化の進展によります出動件数が増加したものと思われる。

今年の熱中症による救急搬送の状況につきましては、今年は梅雨明けが遅れ、その間、気温が低い日が続いたことから、全国の状況を見ましても、4月29日から梅雨明けまでの累計で昨年同期と比較しますと、昨年の41,623名から12,307名と大きく減少しておりましたが、梅雨明け後、一転して高温多湿となり、7月26日には、諫早市内の高齢の方が熱中症とみられる症状で亡くなられており、長崎県内で今年初めての死亡事例として新聞等で報道されたところでございます。熱中症による搬送者を年齢構成別にみてみますと、65歳以上が半数以上を占めており、特に、高齢者の熱中症に対する注意喚起が必要と考えております。

次に、各消防署の職員におきましては、消防救助技術の研鑽に励んでおります。来る8月25日には、全国消防救助技術大会が岡山市で開催をされます。本組合からは、予選となる県大会や九州大会で優秀な成績を収めました個人の部で諫早消防署の恒成剛志消防士が「ロープブリッジ渡過」に、連携チームの部では小浜消防署の「引揚救助チーム」が全国大会へ出場いたします。日頃の訓練の成果を十二分に発揮し、全国大会においても優秀な成績を収めてくれるものと期待しております。

次に、不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、地域から搬入されます不燃性廃棄物の厳正な分別とリサイクル率の向上に努め、日々の適正な処理業務を進めているところでございます。

今後とも組合におきましては、「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、住民の皆さまの安全安心と環境衛生の向上に努めてまいります。

なお、今回提出しております各議案につきましては、事務局長から説明をいたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。私からの総括説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第3、議案第6号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第6号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、提案理由に記載のとおり、成年被後見人等の人権を尊重し、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今年6月に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、成年被後見人等に係る欠格条項やその他の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関係する187の法律で改正が行われ、地方公務員法においても欠格条項を規定する同法第16条第1項第1号の「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことにより、本組合職員の「給与に関する条例」、「退職手当に関する条例」及び「旅費に関する条例」において、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、次ページの新旧対照表をご覧ください。

法第16条第1項第1号の「成年被後見人又は被保佐人」は、失職による不支給の例外規定に該当し、期末手当、勤勉手当、退職手当及び旅費等の支給対象となっていることから、各条例の整備を行うものでございます。

資料1／3が期末手当、勤勉手当に関して、資料2／3が退職手当、資料3／3が旅費の支給に関する新旧対照表でございます。

なお、本条例の施行は、地方公務員法改正から6月を経過する令和元年12月14日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

御異議ありませんので、議案第6号は、原案どおり可決されました。

○議長(田川伸隆君)

次に、日程第4、議案第7号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(池松 弘君)

議案第7号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、提案理由に記載のとおり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、本組合の手数料条例の一部を改正する必要が生じたので、提出するものでございます。

地方自治法第228条第1項の規定により、「標準事務」と呼ばれる全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務については、政令で定める標準手数料額を徴収するよう条例で定めることとされております。

政令に規定する標準額につきましては、事務に関する人件費や物件費等のコストを積み上げて積算されており、原則として3年ごとに見直しによる額の改正が行われ、前回は、平成29年度に見直しが行われたところでございます。

今回の改正につきましては、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や課税対象となる物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお改定が必要となった手数料について改正が行われたものでございます。

本組合の手数料の改正は、消防法に基づく「危険物製造所等の設置許可に関する申請手数料」を政令に合わせて増額改正するものでございます。

改正内容につきましては、次ページの新旧対照表をご覧ください。

条例第2条第1項第4号の別表第2に規定する危険物等に係る事務のうち、浮き屋根式及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係るものでございます。危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のものに関して、現行158万円から159万円の1万円の増額としております。同様に、それぞれ最大貯蔵数量に応じた改正として、194万円から195万円に増額、及び226万円から227万円に増額としております。

なお、本条例の施行は令和元年10月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第7号は、原案どおり可決されました。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第5、議案第8号「県央地域広域市町村圏組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第 8 号「県央地域広域市町村圏組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、提案理由に記載のとおり、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、税率が引き上げられることに伴い、本組合の行政財産使用料条例の一部を改正する必要性が生じたので、提出するものでございます。

消費税等を使用料等へ転嫁することの基本的な考え方につきましては、組合が対価を得て行う「資産の譲渡」、「資産の貸付け」及び「役務の提供」については、課税対象となることから税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するため、適切な措置を講ずるものでございます。

今回の本組合の条例改正では、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を転嫁するため、行政財産の使用料を改正しようとするものでございますが、併せて税率を記載する現行方式から法の規定する税額を加算する方式へ条文を改めようとするものでございます。

改正内容につきましては、次ページの新旧対照表をご覧ください。

なお、本条例の施行は、令和元年 10 月 1 日としておりますが、経過措置として改正後の本条例の規定は、この条例の施行の日以降に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者の使用料については、従前の例によるものとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 8 号の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第 8 号に対する質疑に入ります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 8 号「県央地域広域市町村圏組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第 8 号は、原案どおり可決されました。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第 6、議案第 9 号「県央不燃物再生センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第 9 号「県央不燃物再生センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、提案理由に記載のとおり、二つの改正がございます。一点目は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、税率が引き上げられることに伴い、本組合の不燃物再生センターの処理手数料を改正する必要が生じたことによるものでございます。

もう一点は、平成 29 年 5 月に改正された学校教育法に伴い、本年 4 月から実習や実験等を重視した即戦力となりうる人材の育成を目指す目的で「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が創設され、「不燃物再生センターの設置及び管理に関する条例」第 8 条に規定する技術管理者の資格要件を改正する必要が生じたことから提出するものでございます。

改正内容につきましては、次ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正では、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を転嫁するため、処理手数料を改正し、家庭系の廃棄物が 100kg ごとに現行 410 円から 420 円へ 10 円の増額、同じく事業系が現行 770 円から 790 円に 20 円の増額としております。

また、技術管理者の資格要件については、必要な条文を改めようとするものでございます。

なお、本条例の施行は、手数料の改正が令和元年 10 月 1 日とし、技術管理者の資格要件については、公布の日からの施行としております。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第9号「県央不燃物再生センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第9号は、原案どおり可決されました。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第7、議案第10号「平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第10号「平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の審査意見を付して議会の認定に付するものでございます。

平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算書その他、附属資料といたしまして決算書資料、主要施策の成果説明書、決算説明資料、監査委員からの審査意見書を配布いたしております。

それでは、お手元に配布しております決算書及び付属資料によりまして、平成30年度歳入歳出決算の概要について御説明申しあげます。

はじめに決算書の1、2ページを御覧ください。一般会計歳入歳出決算総括表でございます。

1ページに記載のとおり、収入済額33億2,781万3,258円に対し、2ページに記載のとおり、支出済額32億2,450万8,350円となっており、歳入歳出差引残額は1億330万4,908円でございます。

予算額に対する歳入・歳出決算額の執行率は、歳入が101.8%、歳出が98.7%となっております。

次に、歳入歳出予算に係る歳計現金等の保管状況について御報告いたします。

決算書の5ページをお開きください。

はじめに、5款財産収入を御覧ください。この款は財産である基金の運用収入でございますが、指定及び指定代理金融機関であります十八銀行と親和銀行の2行に対してこれまでどおり利率交渉を行い、定期預金として保管運用しておりますが、運用利率を前年度と同じ0.025%を見込んでいたところ、平成30年度は0.01%に引き下げられたことから、収入済額の欄のとおり、いわゆる利息額は、12万2,092円となっております。

次に8款諸収入の欄を御覧ください。歳計現金は、預金として保管運用を行っておりまして、1項の預金利子の欄のとおり、合計6,969円の利息が生じております。

次に、歳入歳出の詳細につきまして御説明申し上げます。

はじめに、歳入につきまして御説明申し上げます。決算書は11、12ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金は、予算現額28億8,098万9千円に対し、調定額・収入済額共に28億8,098万8,377円となっております。

補正内容といたしましては、6節高速国道救急業務特別負担金の額の確定によるもので、146万7千円を減額補正しております。

次に、節ごとに御説明いたします。

1節 総務負担金3,787万7千円は、管理経費の議会費、総務管理費、監査委員費の財源としての負担金でございます。構成3市の負担金は、必要経費総額を不燃物処理事業費と消防事業費の経費に対して、それぞれに人口割80%、平等割20%で算出し、負担していただいております。

次に2節 不燃物処理事業負担金1億5,536万円は、不燃物処理施設の管理運営に係る財源としての負担金でございます。諫早市、雲仙市の2市の処理に係る分で、人口割100%で算出しております。

次に3節 消防費負担金につきましては、12ページの備考欄に記載しております経常経費負担金19億5,245万9千円は、常備消防及び救急業務に関する負担金でございます。

そのほか施設整備基金積立金負担金、退職手当基金積立金負担金、車両整備起債償還金負担金、庁舎建設起債償還金負担金につきましては、共通の必要経費として、職員配置割85%、人口割15%の負担率で各市の負担額を算出しております。

次に5節 起債借入償還金負担金につきましては、地元市で負担していただく個別費の償還額で、消防救急無線デジタル整備に伴います構成各市の消防団車両受令機等の整備負担分と、諫早市については市の事情で移転いたしました西諫早分署の建設費、諫早署の特殊車両である梯子車購入費及び新庁舎の敷地造成費でございます。大村市については、大村署の特殊車両である梯子車購入費に係る償還額でございます。

次に6節 高速国道救急業務特別負担金につきましては、西日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務の運営に関する支弁金でございます。インターチェンジを有する諫早市と大村市に、請求関係事務をそれぞれ行っただき、両市に納付された支弁金を組合へ納入していただいているものでございます。

次に8節 市単年度特別負担金は、独立行政法人国立病院機構長崎医療センターが所有する人材育成センターの一部を借用する大村消防署久原分署の賃貸借料等に係る負担金でございます。

次に2款 使用料及び手数料をご覧ください。

予算現額1,588万9千円に対し、収入済額1,716万9,510円で、約128万円の収入増となっております。この主な要因は、2項1目廃棄物処理手数料1節廃棄物処理手数料の備考欄の不燃性廃棄物処理手数料が増となったことによるものでございます。

次に13、14ページをお開きください。

5款 財産収入は、先ほど御説明したとおりでございます。

次に6款 繰入金につきましては、退職手当基金、施設整備基金からの繰入金でございます。予算現額、調定額・収入済額共に1億4,056万4千円となっております。このうち退職手当基金繰入金は、備考欄のとおり、総務費、衛生費及び消防費の退職手当基金繰入金で4名の職員の退職金に充当したものでございます。

施設整備基金繰入金につきましては、消防施設整備に係る事業費及び県央不燃物再生センターの施設整備のための財源として繰入れたものでございます。

補正内容は、退職手当繰入金が年度途中の退職者があったため、435万6千円の増額補正、施設整備基金繰入金が消防車両更新に係る事業費の確定に伴い、192万7千円の減額補正を行っております。

次に7款 繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

補正につきましては、総務費の施設整備基金に300万円、衛生費の施設整備基金に2,000万円及び消防費の施設整備基金4,000万円の剰余金に係る基金積立と、高速国道救急業務負担金の確定に伴う財源更正を合わせて6,446万7千円を増額補正しております。

次に8款 諸収入は、予算現額4,948万6千円に対し、調定額6,489万4,586円、収入済額6,472万8,332円で、収入未済額16万6,254円となっております。

8款1項 預金利子につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

8款2項 雑入につきましては、予算現額4,947万5千円に対し、調定額6,488万7,617円、収入済額6,472万1,363円で、1,524万6,363円の収入増となっております。これは、主に不燃性有価物売却代額、実績が4,702万8,816円、予算額が3,300万円を計上しておりましたので、プラス1,702万8,816円が見込金額を上回ったことによるものでございます。

また、収入未済額16万6,254円につきましては、示談書により、支払ってもらうこととなっていた16万6千円が未納となっているもので、254円につきましては、確定している遅延損害金でございます。

次に15、16ページをお開きください。

9款 組合債につきましては、予算現額、調定額、収入済額共に同額の9,170万円となっております。

起債対象につきましては、備考欄に記載しておりますとおり、飯盛分署の高規格救急自動車及びポンプ車並びに小浜消防署の水槽付ポンプ車でございます。

補正内容は、事業費の確定に伴うものでございまして、合わせて190万円の減額補正をしております。

以上、歳入合計は、予算現額32億6,832万4千円に対し、調定額33億2,797万9,512円、収入済額の33億2,781万3,258円で5,948万9,258円の収入増となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

決算書17ページ、18ページをお開き下さい。

はじめに、1款 議会費でございます。予算現額44万6千円に対し、支出済額44万5,464円で、執行率は99.9%でございます。この経費は、組合議会の運営に係るものでございます。

次に2款 総務費につきましては、1項 総務管理費は、予算現額6,002万8千円に対し、支出済額5,881万3,797円で、執行率は98.0%でございます。

この経費は、組合事務局の運営経費で、職員の人件費、事務費等となっております。

補正予算の内容につきましては、施設整備基金に300万円を積み立てたことによる増額補正と退職手当の不用額69万6千円を減額補正したことによるその差額230万4千が増額補正となっております。

次に19、20ページをお開きください。

2項 監査委員費につきましては、予算現額57万1千円に対し、支出済額35万179円で、執行率は61.3%でございます。この経費は、監査事務に係るものでございます。

次に、3款 衛生費につきましては、不燃物処理事業に係る予算で、予算現額2億5,487万6千円に対し、支出済額2億5,415万6,485円で執行率は99.7%でございます。

不燃性廃棄物のリサイクルを促進し、適正な分別により、有価物回収と入札による売却を実施し、収益の向上を図り、構成市の負担金の低減に努めているところでございます。

補正予算の内容につきましては、施設整備基金に2,000万円を積み立てたことによる増額補正と退職手当の不用額71万1千円を減額補正したことによるその差額1,928万9千が増額補正となっております。

次に、21、22ページをお開きください。

4款 消防費につきましては、予算現額24億4,699万8,000円に対し、支出済額24億710万3,763円で、執行率は98.4%でございます。この経費は、消防救急業務に係るもので、その7割程度が消防職員の人件費となっております。

補正予算の内容につきましては、施設整備基金に4,000万円を積み立てたことによる増額補正と年度途中の退職者の退職手当576万3千円の増額による合計額4,576万3千の増額補正となっております。

主な不用額につきましては、1目 消防運営費の2節 給料の533万円は、自己の都合による年度途中の退職者1名分でございます。

同じく、4節 共済費の不用額1,565万円につきましては、法改正により本組合が負担すべき追加費用率が1,000分の21.1から1,000分19.7に引き下げられたことによる執行残でございます。

同じく、9節 旅費の不用額262万円につきましては、30年度は緊急消防援助隊の出場がなかったことによる執行残でございます。

同じく、11節 需用費の不用額588万円につきましては、消耗品費が397万円、医薬材料費が103万円など入札による執行残でございます。

同じく、12節 役務費の不用額123万円につきましては、通信運搬費の不用額のほか耐電防護具の耐電試験手数料については、年1回の耐電試験のほか使用すごとに耐電試験の実施が義務付けられておりますが、昨年は、使用実績がなかったことから、57万円が不用額となっております。

24ページをお開きください。

13節 委託料の不用額454万円につきましては、備考欄に記載の各委託料の入札による執行残でございます。

次に、27、28ページをお開きください。

2目 消防施設費でございます。補正予算の内容につきましては、投資的備品購入費の入札執行残額425万8千円の減額補正を行っております。

主な不用額につきましては、28ページの11節 需用費の191万円につきましては、無線設備等の突発的な修繕などの執行がなかったことによる執行残でございます。

次に、29、30ページをお開きください。

5款 公債費につきましては、予算現額5億440万5千円、支出済額5億363万8,662円でございます。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

6款 予備費については、支出がございませんでした。

以上の歳出合計は、予算現額32億6,832万4千円に対し、支出済額32億2,450万8,350円で予算に対する執行率は98.7%でございます。

不用額4,381万5,650円につきましては、全額、翌年度への繰越金となりますので、31年度の補正予算の財源及び基金の積立てとして予定しております。

次に31ページをお開きください。

「実質収支に関する調書」でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きますと、歳入歳出差引額は、1億330万4千円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、同額の1億330万4千円でございます。

次に、33、34ページをお開きください。

「財産に関する調書」につきましては、「土地及び建物」において、増減はありません。

次に、35、36ページをお開きください。

財産のうち「物品」につきましては、取得価格が1件100万円以上の物品及び自動車類を記載しております。

35ページは、事務局総務課に係るもので、30年度中の増減はございません。

36ページは、消防本部に係るもので、30年度中の増減及び配置換えにつきましては、備考欄のとおりでございます。

高規格救急自動車につきましては、飯盛分署の更新に伴い、旧車両は小浜消防署の非常用として配置換えを行い、旧非常用車両は諫早記念病院へ無償譲渡しております。

次に、37ページをお開きください。

基金の現在高につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。

次に、別冊の「平成30年度決算書資料」を御覧ください。

1ページは、「一般会計歳入歳出決算総括表」でございます。決算書の1、2ページと同じ表でございます。

2ページは、「一般会計予算決算対比及び前年度比較表」で歳入について款別に前年度との比較を記載しております。

同じく、3ページは、歳出についての前年度との比較表でございます。

4ページは、歳入について自主財源と依存財源別の比較表でございます。

同じく、5ページは、歳出について性質別の比較表でございます。

6ページは、構成市の負担金についての前年度との比較表でございます。

7ページは、組合債の平成32年度までの償還年次表でございます。

30年度末の未償還元金の合計は29億5,932万1,809円となっております。

8ページは、基金の決算状況表でございます。30年度末現在高は13億6,797万8,492円となっております。

9ページは、不燃物処理事業にかかる搬入量の過去3年間の実績でございます。

10ページは、同じく不燃物処理事業にかかる手数料の収納内訳でございます。

11ページは、有価物の過去3年間の売却実績でございます。

12ページは、消防手数料の収納内訳でございます。

13ページは、消防費の普通建設事業費の内訳でございます。

以上で決算書資料の説明を終わらせていただきます。

次に別冊の「主要施策の成果説明書」について御説明いたします。

30年度に実施した主要施策の推進と成果の概要について記載しております。

次に別冊の「県央組合決算説明資料」について御説明いたします。

予算科目別に事業の概要について記載しております。主要施策の成果説明書と併せて、御覧いただきたいと存じます。

最後に、「監査委員の審査意見書」を添付させていただいております。審査結果につきましては、1ページに記載のとおりでございます。審査の概要と意見につきましては、2ページに記載のとおりでございます。

11ページの「5 むすび」の下から8行目でございますように、本組合の財政運営は、構成市からの負担金に依存していることを常に念頭に置き、費用対効果の視点に立ったコスト意識の徹底を基本とし、限られた財源の中で効率化に努め、創意工夫を重ねるとともに、圏域の将来を見据えた、長期的で効果的な運営を継続し、圏域住民の安全安心と環境衛生の向上に努めてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出、財産に関する調書をそれぞれ区分し、歳出から順次、款を追って質疑に入ります。

質疑は、歳入は全般、歳出は款ごとに3回までとなっておりますので、御了承願います。

なお、質疑の際には、決算書等のページ数をお示しく下さい。

まず、1款、議会費について、ページは、17ページから18ページであります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、2款、総務費について、ページは、17ページから20ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

○相浦喜代子議員

ドライブレコーダーの設置につきましては、成果のところでも、この後の25ページの消防車両全般に対してでも全車両に対してドライブレコーダーを設置ということだと思っておりますが、30年度の事故件数等についてお尋ねいたします。また、ドライブレコーダーを付けたことよっての効果がでた部分がありましたらお伺いいたします。

○消防長（川原 敦君）

30年度の事故について御説明いたします。久原分署の物損事故で駐車中の車両にぶつけた事故がありました。相手方に損害を与えた事故は1件だけでございます。

ドライブレコーダーの効果でございますが、救急車両等が走行している際に「ヒヤリハット」等があった場合には、それで自分たちの運転が正しかったのか確認をさせております。職員の教育としても、自分たちを守るためにも、また、市民を守るためにも効果があっていると思っております。

○議長（田川伸隆君）

ほかにごございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、3款、衛生費について、ページは、19ページから22ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、4款、消防費について、ページは、21ページから30ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

○相浦喜代子議員

今回決算書と同時に消防年報も一緒にいただきました。消防運営費で申し上げますと職員の数という部分が出てくるのですが、消防年報27ページを見ていただきますとここ数年というか最初から問題となっております、この後4年したら魔の5年間というのがやってまいります。それに対する対応についてど

のようなお話をなさっているのか。1名退職されたということもありますので中途採用はなかなか厳しいのかと思いますが、その辺りの実績も含めまして30年度どのようになさっていたのかお尋ねいたします。

○消防長（川原 敦君）

ご質問にお答えいたします。4年後の対応でございますけれど、今、再任用職員という職員がおりまして今年度は8名おりますけれど、その再任用職員を活用しながら採用の平準化を図っていきたいと思っております。今後、中途退職者の問題もあると思っておりますけれども平準的に毎年採用できないかなということで将来的な計画は立てているところでございます。ただ、その都度、中途退職者も出ることもありますので確定はできないのですけれど、さらに定年延長という問題もあっております。消防にそれが適用されるかも総務省の方でも確定していないとのことで今後の課題ではないかと思っております。毎年平準的に採用できればと考えております。

○相浦喜代子議員

再任用というのは65歳で定年退職というのがぼちぼち現実味を帯びているから良いと思うのですけれど、現役職員に対しての再任用職員の割合がどんどん増えてくる可能性が出てくるわけですよ。そういった意味では、メンタルとか体力とか特殊業務の部分が出てくるかと思っておりますので、そういった意味ではあつという間にこの4年を過ぎていきますし、今、消防長がおっしゃったように目に見える形で対応をしていかなければいけないのではないかとも思いましたので、決算にあたって質問をさせていただきました。

再任用職員の方々と現役の職員の方たちの間での勉強会、要はそれまでのスキルをどんどん現役の人たちに与えていくというか、そういった勉強会などを30年度にされたのかお尋ねいたします。

○消防長（川原 敦君）

県央消防本部全体ではやっておりませんが、各署、各部隊でそれぞれスキルの継承といいますか、実際に経験したことはすごい財産でありますので、若い職員もその財産を継承していくように、指導というか勉強会はしていただいております。

○山口喜久雄議員

お尋ねいたします。13節の委託料ですけれど、情報セキュリティ対策強化業務委託料、これは随意契約なのかということと、どういうところに委託をさ

れているのかということと、内容的に簡単な内容でいいのですけれど、こういった形でということが分かれば教えていただきたいと思います。

それと高機能消防指令システム保守業務委託料、消防救急デジタル無線保守業務委託料これも随意契約なのではないかということと、随意契約であれば、毎年少しでも下げていただくような努力をされておられるのかということ、あと中身もこういうことを含んでいるからこの金額ですよというのがあれば教えていただきたいと思います。

○消防長（川原 敦君）

先ほどの情報セキュリティ対策強化業務委託料につきましては、随意契約でございます。また、高機能消防指令システム保守業務委託料さらには消防救急デジタル無線保守業務委託料につきましては、これはNECと随意契約で行わせていただいているところでございます。

○山口喜久雄議員

もう一度言います。情報セキュリティ対策強化業務委託料、これも随意契約ですよ。それでこれは毎年必要なのですよという確認と毎年であれば少しでも安くしていただくような努力をされておられるのでしょうかというお尋ねです。それと同じ質問を高機能消防指令システム保守業務とか消防救急デジタル無線保守業務とかも同じような形でされておられるのかというお尋ねでございます。

○消防長（川原 敦君）

申し訳ございませんでした。情報セキュリティ対策強化業務については、30年度だけでございます。パソコンが114台ありますけれど、内部的な情報が漏れないように外部とつながるパソコンのセキュリティを強化したということです。

高機能消防指令システム保守業務委託と消防救急デジタル無線保守業務委託については毎年で、保守の内容は多くの項目があり、スポット的に必要なのか24時間体制で必要なのか、それぞれピックアップし、他の消防本部の情報を確認しながら効率的になるように委託しているところでございます。

○相浦喜代子議員

決算書28ページ、4-1-2の13節委託料の中の大村署消防マーク及び消防署名設置業務委託料561,600円がでございます。この分につきまして

は、劣化等があつての置き換えによる設置になっているのか、具体的な内容をお聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○消防長（川原 敦君）

大村署消防マーク及び消防署名設置業務委託ですが、これは以前設置しておりましたものが木製で、これが破損というか老朽化して外れたため設置させていただきました。

○相浦喜代子議員

劣化なのかなとも思ったりもしたのですが、ちなみに被害もなく入れ替えもできたのでしょうか。

○消防長（川原 敦君）

相当劣化しておりましたものを我々で取り外し、設置業務の委託をお願いしたところで、怪我等もあつておりません。

○相浦喜代子議員

今回消防年報をいただいた中で、表紙が特別救助隊発足ということで大村消防署となっております。発足式は平成31年4月1日となっておりますので、年度としては本年度であります。前年度の30年度で準備があつたと思うのです。私も今回久しぶりに県央組合に来させていただいておりますので、内容と活動について説明いただきたいのと、費用等あつたのかについてお尋ねいたします。

○消防長（川原 敦君）

大村消防署の特別救助隊ですが、これは資器材の設置要件、人口要件、隊員の教育要件この3点が必要となってきます。10万人以上の人口で特別救助隊を配置するようになっており、資器材等の基準を全て満足したということで、諫早消防署に続きまして2隊目の特別救助隊を発足させていただきました。

かかる費用に関しましては、以前から準備はしておりまして、今回発足するにあたり平成30年度に一括して資器材を入れたということではございません。

活動内容でございますけども、訓練はもちろん我々全救助隊は各署に1隊ずつ3救助隊おります。その中で特別救助隊が諫早消防署と大村消防署、救助隊が小浜消防署でございます。先ほども言いましたように人口要件で2隊の特別救助隊が必要となりますのでこのような体制となっております。小浜消防署の

救助隊につきましても訓練は充分積み重ねておりますので活動内容につきましてはどこにも負けないような精強な部隊を作っているものと思っております。

○松本正則議員

直接的ではないのですが、28ページの小浜消防署屋根防水改修業務となっているのですが、要するに建築後46年、47年経っている。今の状況経過、要するに古くなっているのこういう改修をしていると思うので、また、監査結果でもありましたので、今後の対応、状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○事務局長（池松 弘君）

各署で改修業務が出てきておりますけれど、こういった個別の計画を平成32年度までに作成するような計画になっておりますので、個別の施設の改修計画は消防本部で立てられております。例えば、大村消防署も建設から19年経過しておりますので設備等の更新の時期が来ております。各消防施設においては平成32年度中までには個別に計画して、それぞれの改修計画を提出されるということで、それに則って整備を進めていくこととなります。

○松本正則議員

計画は分かるのですが、近々に46年、47年経っているという状況の中で、特に古いものの順番がきている、その辺が今どうなっていて、どういう計画をしているというのが、もし今の現時点で分かればと聞いているところでございます。

○事務局長（池松 弘君）

建設の耐用年数50年ということで、概ね10年程度は延長ということで整備計画に出ておりますけれど、ほぼ耐用年数に近づいているのが、小浜消防署、それから高来分署、多良見分署、そして、雲仙の分駐所というこの4施設がほぼ同時期に建てられて、築年数が47年前後となっております。整備計画につきましては、まず小浜消防署を第1優先、次に古いのが高来分署、その1年後に多良見分署と続いて建設されておりますので、まずは小浜消防署から消防署整備を優先して計画を進めることとして、用地の方につきまして、現在、雲仙市におきまして検討されているところでございます。

○相浦喜代子議員

説明資料の15ページにあります女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消

防クラブというのがございます。先程来から申し上げております年報の58ページ、54ページにそれぞれ記載されておりますが、様々な活動をされている中で、年報で申し上げますと54ページ、それぞれ諫早消防署、大村消防署、小浜消防署で活動されています。女性防火クラブの指導が諫早消防署は67クラブあるのですが、諫早消防署で行われているのが3件、大村消防署は42クラブあって39件の指導、小浜消防署は21クラブあって5件の指導となっておりますので、各消防署でどのような指導をなさっているのかということをお尋ねします。このお尋ねに関しては、女性団体、婦人会等ございますがこの女性防火クラブについては、各地域ばらついた配置というか発足されている状況がありますので、近年の消防署における女性防火クラブの指導についてはどのようななさっているのかをお尋ねしたくこの質問をさせていただきます。

私これが最後の質問とさせていただきますので続けて、質問させていただきますが、先ほど松本議員の方からもご質問がありました消防署の建て替えについてでございます。特に私は諫早市から出てきておりますので高来分署、それから多良見分署については昭和47年ということで、諫早市議会の方でもよく出てきております。小浜消防署が古いので小浜消防署の方を先にとということでずっと答弁をされているところでございます。副管理者もいらっしゃいますので小浜消防署についての状況等どのようななさっているのかをお尋ねいたします。

○消防長（川原 敦君）

女性防火クラブ、少年防火クラブ、幼年消防クラブの活動についてですけど、年報54ページの諫早消防署、大村消防署、小浜消防署の活動の女性防火クラブの活動件数が違うということでございましたが、諫早消防署、小浜消防署は全体に集めて活動指導しております。研修もしておりますし、女性防火クラブの集いなどやっております。大村消防署については、個別にしているところがございます。数字にあがっているところがございます。なお、女性防火クラブですけど、昨年3クラブ減少しております。人数にして591人減少です。女性防火クラブは婦人会から立ち上がっている関係で減少しているのではないかと考えております。少年消防クラブですが、諫早消防署の2クラブは、防火少年サッカー大会への出場がなかった分での減ということになっております。幼年消防クラブは、主に幼稚園とか保育園、保育所を対象としておりまして、諫早消防署が1クラブ増となっております。

○事務局長（池松 弘君）

小浜消防署の現在の計画の状況でございますけれども、私ども事務局の担当も

代わりまして、雲仙市のご担当の部署の職員が代わられたということで、協議に行ったところ、お盆過ぎぐらいに検討委員会を開催して建設の用地関係の検討を進めていただくということで確認したところでございます。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませつか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、5款、公債費について、ページは、29ページから30ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、6款、予備費について、ページは、29ページ、30ページであります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、歳入全般に対する質疑に入ります。ページは、11ページから16ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

○相浦喜代子議員

14ページの消防車両等売却代682,560円です。よそに回した分は分かつたとしまして、ここの台数とどのような売却方法をとっていらっしゃるのか。たまによく聞かれるのが海外の方に出て行くということもあつたりするとお聞きしますので、こちらの売却状況をお尋ねいたします。

16ページ、先ほど御説明の中で166,254円の理由の中で、示談という言葉が少し聞こえてきたのですが、ちょっと聞き取れなかつたものですから再度詳しく御説明をお願いいたします。

○事務局長（池松 弘君）

消防車両の取扱いでございます。先ほど言われました海外への支援もあつて

いるようだということでございますけども、消防車両の諸外国への支援につきましては、公益財団法人日本消防協会が実施します消防車両等国際支援事業というのがございます。この事業は消防機関が概ね10年以上使用した運行可能な車両を支援国へ寄贈するという事業でございます。これは主に首都圏近郊の消防機関に限定をされて行われている事業ということでございます。また、一般社団法人日本外交協会というところでも同様の事業の実施をされております。しかし、寄贈品の募集をされておられますけれども、初年度登録から15年以内、走行距離が20万km以下ということで、組合が管理しております更新基準よりも程度が良いものを募集されておまして、現在のところ、本組合の車両が提供できるような事業がないというところでございます。その結果、現在、スクラップとして売却をしているところでございます。その内訳でございますが、消防ポンプ自動車が1台310,000円、これが2台売却して620,000円、消防本部の指令車が33,400円、大村消防署の指揮車が29,160円、合計額が682,560円となっております。

収入未済額につきましては、平成27年2月に不燃物再生センターに無断で侵入し、アルミ缶のプレスされたものが、窃盗される事件がございまして、諫早警察署に被害届を出しております。犯行に係った窃盗犯が見つかりまして、その弁護士から被害弁償の申し入れと示談書の取り交わしがあって示談の締結をいたしております。2名のうち1名は完済されましたけれど、残り1名が平成27年12月に10万円、平成28年の1月から3月まで毎月2万円弁済されておりますけれども、それ以降弁済が遅延しておりますして166,000円が今のところ収入未済ということで、毎月接触を試みておりますけれども相手が応答しないという状況が続いているところでございます。

○相浦喜代子議員

示談ということで処分が軽くなったりするわけですね。そうすると関わった弁護士もいると思いますが、法的措置も含めてどのような対応かをしていかなくてはいけないのではないかと思うのですが、平成30年度ではそのような協議はしていないということでよろしいでしょうか。

○事務局長（池松 弘君）

相手方の住所を確認いたしまして、平成29年度には担当者が所在地を訪問しておりますけれども、現在、滞納者と折衝できず、書面による督促を行っている状況でございます。

○消防長（川原 敦君）

消防車両の売却につきまして補足説明させていただきます。先ほど事務局長から説明がありましたけれど、海外に対しては組合の更新計画からも厳しいのではないかと思います。当消防本部といたしましては、消防車両等の処分につきまして総務省消防庁からの通知もありまして緊急自動車等がテロ行為等に利用されないように赤色灯やサイレン、名称等を撤去して有価物として処理しているところであります。

なお、平成30年度は高規格救急自動車1台を諫早記念病院の方に無償譲渡しております。これは小浜消防署で非常用車両としていたものでございます。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、「財産に関する調書」について、ページは、33ページから37ページまでであります。質疑がある方どうぞ。

○田中哲三郎議員

先ほど消防長の方から諫早記念病院に救急自動車を無償譲渡されたということですけど、無償譲渡について基準等があればお聞かせください。

○消防長（川原 敦君）

基準というのは、どのようにして無償譲渡するかということでしょうか。

○田中哲三郎議員

無償で譲渡する、例えば、収入の方でも消防自動車を売却されてますよね。そういったところの線引きというものがあるようでしたらお聞かせください。

○消防長（川原 敦君）

救急自動車につきましては、医療機関から患者搬送用にとということで、こちらに依頼が来ますので、それを受けて譲渡するかどうか決めさせていただいております。救急病院に救急自動車を譲渡することによって、病院間の搬送など病院でしていただきますので、救急出場にも寄与してくるのではないかと思います。

ております。線引きというのは、その都度、譲渡することが可能かどうか確認させていただいて決定させていただいております。

○相浦喜代子議員

財産管理の件でお尋ねいたしますが、先般、佐世保市消防局の方で出場に対し、鍵がどこに行ったか分からなくなり出場が15分遅れたという報道がなされたかと思いますが、当本部ではそういうことは全くないとは思いますが、どのような管理をなさっているのか。当然、よそのヒヤリハットは自分たちのヒヤリハットとして確認すべきだと思いますので、ちょうどここに消防車の台数が書いてありますので、これだけの台数を管理するのは大変だとは思いますが、1台1台が人の命を守る車であるということを考えますと管理の仕方についてご質問させていただきます。

○消防長（川原 敦君）

佐世保市消防局の件もありましたので確認をいたしました。車両に本体の鍵があり、予備の鍵も車両内に乗せております。さらにもう1本を施設内においておりまして、3本体制で対応しております。佐世保市消防局は、1人1人に鍵を持たせているということで載っておりましたが、我々はそういう体制で有事の対応しております。

○山口喜久雄議員

基金の運用収入ですけれども、金利のパーセンテージが半分以下に下がったという話がありましたけれども、その理由とそれが続くのかということと、銀行はどこに預けていらっしゃるのか、2行に預けていらっしゃるのか、合併して1行になるため強気になって金利が下がったのか色々考えたりするのですが、その理由、なんで金利が下がったのかとこれから先の見込み、このまま低い金利で行くのか他の銀行に頼むという考えがないのかお尋ねです。

○事務局長（池松 弘君）

金利の低下につきましては、今の経済状況の関係で長期金利が低下しているということで、例えば、郵便局の10年の定期預金でも0.01%ということではなかなか交渉しても銀行の方はこれ以上金利の上乗せはできないということでございます。

今後の見通しにつきましては、経済状況によりまして国の政策等で変わってくると思います。

他の銀行ということでございますけれど、他の組合、例えば、県央県南広域環境組合の方にも確認いたしておりますが、金利については0.01%で同じで、合併等の関係等ではないと確認しております。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第10号「平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第10号は、原案どおり認定されました。

○議長（田川伸隆君）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、令和元年第3回県央地域広域市町村圏組合定例会を閉会いたします。

午前 11時25分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議長

田川伸隆

会議録署名議員

松永隆志

会議録署名議員

相浦喜代子